

## 第1回みよし市公契約条例検討委員会 次第

日時：令和5（2023）年1月16日（月）午後2時から

場所：みよし市役所601・602会議室

- 1 市長あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 議題
  - (1) 委員長選出
  - (2) 公契約条例の概要
  - (3) 公契約条例の制定状況
  - (4) みよし市の入札・契約制度
  - (5) 事業者向けアンケートの実施結果について
  - (6) 条例制定までのスケジュール
- 4 その他

みよし市公契約条例検討委員会 委員名簿

(敬称略)

学識経験者	もちづき つねお 望月 恒男	愛知大学 経営学部 会計ファイナンス学科 教授
	すずき ともひろ 鈴木 智洋	後藤・鈴木法律事務所 弁護士
事業者代表	かとう てつじ 加藤 哲司	みよし商工会 副会長 有限会社アトラス 代表取締役
	のざわ ゆうじ 野澤 雄二	みよし商工会 副会長 野沢建設株式会社 代表取締役
労働者代表	こんどう くにひろ 近藤 邦博	全国自治団体労働組合愛知県本部 書記長 地方公務員 (豊田市役所)
	みなと ゆたか 湊 裕	日本労働組合総連合会愛知県連合会豊田地域協議会 事務局長

みよし市公契約条例検討委員会開催要綱を次のように定める。

令和4年12月20日

みよし市長 小 山 祐

#### みよし市公契約条例検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 本市における公契約条例の制定に当たり、幅広い見地からの意見又は助言を求めるため、みよし市公契約条例検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公契約条例に関する基本的な方針に関すること。
- (2) その他公契約条例の制定に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(出席者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への出席を依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議の運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する委員長を決めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

## (2) 公契約条例の概要

### ●公契約とは

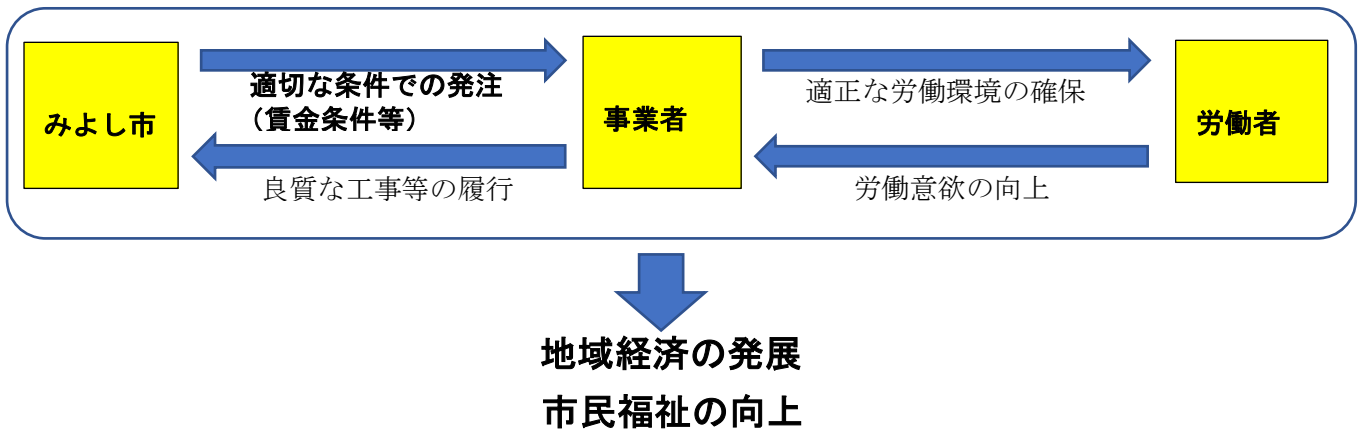
公契約とは、市（行政）が締結する売買、賃借、請負その他の契約のこと。

### ●公契約条例とは

公契約に関する業務に従事する労働者の適正な労働環境と事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に関する業務の質の向上を図ることなどを目的とした条例。

条例には、条例の対象となる契約の範囲（金額、業種等）や、受注者の義務（報告書の提出、条例の内容の周知等）、条例に違反した場合の対応などが定められている。

(公契約条例のイメージ図)



公契約条例は、大きく分けて「賃金条項型」と「理念型」に分けられる。

「賃金条項型」は、公契約に係る業務に従事する労働者に受注者（事業者）が支払うべき賃金の下限額を規定するもの。（資料2）

「理念型」は、公契約に関する基本的な理念や考え方、発注者・受注者双方の責務などを規定するもの。（資料3）

## (3) 公契約条例の制定状況

愛知県内では54の市町村のうち、賃金条項型が2市（豊橋市、豊川市）、理念型が12市2町（碧南市、尾張旭市、大府市、田原市、豊明市、岡崎市、東郷町、西尾市、瀬戸市、日進市、長久手市、幸田町、豊田市、知立市）で、愛知県も理念型の条例を制定している。（資料4）

#### **(4) みよし市の入札・契約状況**

主な契約の種類は「一般競争入札」、「指名競争入札」及び「随意契約」の3つ。(資料5)

設計金額が130万円以上の工事については、品質の確保又は不当に低い価格での落札を防止するため、「最低制限価格制度」及び「低入札価格調査制度」を適用させている。(資料6) また、価格だけでなく価格以外の要素も総合的に評価して、最も有利な者を落札者として決定する「総合評価方式」も実施している。(資料7)

#### **(5) 事業者向けアンケートの実施結果について**

公契約に関する理解度や条例制定に対する意見などを把握するため、令和4年7月に公契約に関するアンケートを実施した。(資料8)

##### ▼実施期間

令和4年7月1日から令和4年7月15日まで

##### ▼実施対象

みよし市内本店及び支店で登録のある工事業者、コンサル業者及び委託業者57者と、愛知県内本店及び支店で登録があり、過去2年間でみよし市と契約実績がある工事業者、コンサル業者及び委託業者(関連性の高い業務委託契約を履行した業者)67者、合わせて124者

##### ▼実施方法

メール

##### ▼回収率

58.87%

公契約条例については、「知っていた」が32%で、「聞いたことはあるがよく知らない」が40%、「知らなかった」が27%となっている。

また、公契約条例を制定することについては、「賛成」が38%、「反対」が3%、「どちらともいえない」が55%となっている。

### (6) 条例制定までのスケジュール

令和4年度に2回、令和5年度に3回の開催を予定している。

4回目の委員会後にパブリックコメントを実施し、令和5年12月に議会に提案する予定。

#### 会議開催予定日程

	令和4年度			令和5年度												令和6年度	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
検討委員会	○		○		○		○			○							
主な取組																	○ 施行

・パブリックコメント  
・議会提案  
・条例公布  
← 制度周知 →

#### 主な検討内容

1回目	公契約条例について
	公契約の制定状況
	市の入札制度の概要
	事業者向けアンケートの結果について
	条例制定までの主なスケジュール
2回目～4回目	基本方針に関すること
	条例適用契約の対象範囲について
	条例の適用労働者について
	労働報酬下限額について
	その他
5回目	パブリックコメントの結果について
	公契約条例案について
	制定後の運用について

## 賃金条項型

## ○豊橋市公契約条例（平成27年12月17日条例第43号）

## ○豊橋市公契約条例

平成27年12月17日条例第43号

## 豊橋市公契約条例

## （目的）

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約をいう。
- （2） 特定公契約 公契約のうち、第6条から第12条までの規定の適用を受けるものとして規則で定めるものをいう。
- （3） 市長等 市長及び水道事業及び下水道事業管理者をいう。
- （4） 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- （5） 下請負者 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- （6） 事業者 次に掲げる者をいう。

ア 受注者

イ 下請負者

ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により受注者

又は下請負者へ労働者を派遣する者

(7) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 事業者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

(基本方針)

第3条 市は、公契約に係る施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

(1) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。

(2) 公正で適正な競争を促進すること。

(3) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

(4) 適正な積算による予定価格を設定するとともに、着実に事業計画を実施し、公契約の品質及び適正な履行を確保すること。

(5) 事業者が関係法令を遵守できる環境を確立すること。

(6) 労働者の適正な労働環境の確保を目指すとともに、新規就労の促進及び人材育成に注力し、地域経済の健全な発展の推進を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に係る施策を総合的に策定し、実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、誠実に当該公契約を履行するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する公契約に係る施策に従い公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保するよう努めな



なければならない。

- 3 事業者は、公契約に係る業務を下請させ、又は再委託する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守させ、誠実に業務を実施するよう適正な条件の付加に努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第6条 市長等は、特定公契約において、事業者が労働者に対し、市長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。

- 2 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、第13条第1項に規定する豊橋市公契約審議会の意見を聴くものとする。

(労働環境確認書)

第7条 市長等は、特定公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための帳票（以下「労働環境確認書」という。）を受注者に配布し、その活用及び提出を求めるものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により提出された労働環境確認書を閲覧に供するものとする。

(労働者への周知)

第8条 受注者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。

(1) 労働者の範囲

(2) 労働報酬下限額

(3) 次条の規定による申出をする場合の申出先

(4) 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者の申出)

第9条 特定公契約に従事する労働者は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長等又は事業者はその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 事業者は、労働者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第11条 市長等は、労働者から第9条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境確認書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認める場合は、受注者を除く事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、労働者その他の関係者に協力を求めることができる。

4 第1項又は第2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は労働者その他の関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

5 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置等)

第12条 市長等は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は

立入調査の結果、事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、事業者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。

2 前項の規定により是正の指導を受けた事業者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表し、又は指名停止の措置を講ずることができる。

(1) 第7条第1項の規定による労働環境確認書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。

(2) 前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。

(4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(公契約審議会)

第13条 第6条第2項に定めるもののほか、公契約の実施状況及びこの条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するため、豊橋市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、必要に応じて公契約に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、事業者及び労働者の代表者並びに学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者との協定)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)と市長等又は教育委員会が締結する公の施設の管理に関する協定で、規則で定めるものについては、特定公契約とみなして、この条例の規定を適用する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第13条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条から第12条までの規定(第14条の規定によりみなして適用する場合を含む。)は、平成28年4月1日以後に公告し、又は通知する公契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用する。

## 理念型

## 豊田市公契約条例

## (目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約の適正な履行の推進、労働者の適正な労働環境の確保及び地域経済の活性化を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次に掲げるものをいう。

ア 工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れその他の市が発注する案件に係る契約

イ 市が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定

(2) 特定公契約 公契約のうち、別に定めるものをいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会（第1号イの協定を締結する場合に限る。）及び事業管理者をいう。

(4) 受注者等 受注者（市と公契約を締結する者をいう。以下同じ。）及び当該受注者が締結する公契約に係る業務について下請契約等を締結する者をいう。

(5) 特定受注者等 特定公契約に係る受注者等のうち、特定受注者（市と特定公契約を締結する者をいう。）及び当該特定受注者と下請契約（第7号アに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結する者（自らが提供する労務の対価を得るため、これらの者との請負契約により当該特定公契約に係る業務に従事する者を除く。）をいう。

(6) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者をいう。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

(7) 下請契約等 次に掲げる契約をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受任する契約

イ 公契約に係る業務に従事させるため、受注者等に対して労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣をすることを約する契約

## (基本方針)

第3条 市は、公契約に係る施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本

方針とする。

- (1) 入札、契約の過程及び契約の内容の透明性並びに競争の公平性を確保すること。
- (2) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (3) 公契約の適正な履行を確保すること。
- (4) 労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (5) 地域経済の活性化に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に実施するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、関係法令を遵守するとともに、誠実に公契約を履行しなければならない。

2 受注者等は、前条に規定する市の施策に協力しなければならない。

3 受注者は、公契約に係る業務について下請契約等を締結する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令を遵守し、誠実な業務の実施に資する公正な契約を締結しなければならない。

(労働環境を確保するための取組の報告)

第6条 特定受注者等は、別に定めるところにより、市と特定公契約を締結し、又は特定受注者と特定公契約に関する下請契約を締結した後、速やかに労働者の適正な労働環境を確保するための取組について市長等に報告しなければならない。報告した労働環境を確保するための取組に変更があった場合についても、同様とする。

(労働者への周知)

第7条 特定受注者等は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務を行う事業場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付することにより、労働者に周知しなければならない。

(1) 当該特定公契約の名称

(2) 次条の規定により申出をすることができる旨及び当該申出をする場合の申出先

(3) 次条の規定により申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者による申出)

第8条 労働者(この条の規定による申出をしたことを理由として、解雇され、又は期間の定めのある労働契約(当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。)を更新しないこととされた者を含む。)は、その者が従事する特定公契約に係る業務に関し、特定受注者等が労働基準法その他の関係法令又はこの条例に違反している疑いがあると認めるときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 特定受注者等は、労働者が前条の規定による申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告等の要求)

第10条 市長等は、第8条の規定による申出があったとき、又は当該申出の有無にかかわらず、特定受注者等が労働基準法その他の関係法令又はこの条例に違反している疑いがあると認めるときは、当該特定受注者等に対し、必要な報告又は資料の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 特定受注者等は、前項の規定により報告等を求められた場合は、市長等が指定する期日までに市長等に報告等をしなければならない。

(是正措置)

第11条 市長等は、前条第2項の規定により受けた報告又は提出された資料の確認の結果、特定受注者等が労働基準法その他の関係法令又はこの条例に違反していると認めるときは、当該特定受注者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 特定受注者等は、前項の規定により措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、当該講じた措置を市長等が指定する期日までに市長等に報告しなければならない。

(入札参加停止措置)

第12条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定受注者等に対し、入札への参加の停止の措置を講ずるものとする。

(1) 当該特定受注者等が第6条又は前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 当該特定受注者等が第10条第2項の規定による報告等をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の事項が記載された資料の提出をしたとき。

(3) 当該特定受注者等が前条第1項の規定による是正の求めに応じないとき。

(4) 当該特定受注者等が前条第2項の規定により報告した措置について、市長等が適当でないとしたとき。

(市内事業者の活用)

第13条 市は、公契約の発注に当たっては、市内に事務所又は事業所を有する事業者(以下「市内事業者」という。)の受注機会の確保に努めなければならない。

2 受注者等は、下請負者等(受注者と下請契約等を締結する者をいう。)を選定するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。公契約に係る業務の実施に必要な資材等を調達する場合についても、同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、施行日以後に締結する公契約について適用する。



公契約条例の制定状況（資料提供：愛知県）

資料4  
（令和4年8月現在）

地方公共団体の種別	条例制定数（比率）		
	賃金条項あり	賃金条項なし	
全国（都道府県＋市区町村）	76 (4.2%)	27 (1.5%)	49 (2.7%)
1,794 (100%)			
都道府県	8 (17.0%)	0 (0.0%)	8 (17.0%)
47 (100%)			
長野県(H26.4)、岐阜県(H27.4)、奈良県(H27.4)、岩手県(H28.4)、 <b>愛知県(H28.4)</b> 、沖縄県(H30.4)、静岡県(R3.3)、滋賀県(R4.4) ※カッコ内は施行年月			
市区町村	68 (3.9%)	27 (1.5%)	41 (2.3%)
1,747 (100%)			
<b>愛知県内</b>	<b>54 (100%)</b>	<b>16 (29.6%)</b>	<b>2 (3.7%)</b>
東京都内	62 (100%)	14 (22.6%)	13 (21.0%)
兵庫県内	41 (100%)	5 (12.2%)	3 (7.3%)
岐阜県内	42 (100%)	4 (9.5%)	0 (0.0%)
神奈川県内	33 (100%)	3 (9.1%)	3 (9.1%)
その他	1,515 (100%)	26 (1.7%)	6 (0.4%)
			20 (1.3%)

（一般財団法人地方自治研究機構調べ）

[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/099\\_public\\_contract.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/099_public_contract.htm)

埼玉県内2、千葉県内2、高知県内1、福岡県内1

## みよし市における基本的な契約方法

## 資料5

	工事	コンサル	その他委託	物品	賃貸借
随意契約（1者）	30万円以下	30万円以下	30万円以下	30万円以下	30万円以下
随意契約（複数者）	30万円超～ 130万円以下	30万円超～ 50万円以下	30万円超～ 50万円以下	30万円超～ 80万円以下	30万円超～ 40万円以下
指名競争入札	—	50万円超	50万円超	80万円超	40万円超
一般競争入札	130万円超	—	—	—	—

※工事については、基本的には一般競争入札で行っているが、特定の工事については指名競争入札、1者での随意契約で行う場合もある。

※コンサルについては、基本的には指名競争入札で行っているが、案件によって1者での随意契約で行う場合もある。

※その他委託・物品・賃借については、基本的には指名競争入札で行っているが、案件によって一般競争入札、1者での随意契約で行う場合もある。

※物品のうち、備品購入費で購入する物については、30万円以下でもなるべく3者以上で見積合わせ（随意契約）することとなっている。

## 契約件数の推移

※総務課契約担当において契約した件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工事 （設計金額が130万円を超えるもの）	109	113	98	85	88
業務委託 （設計金額が50万円を超えるもの）	257	278	295	283	300
物品購入 （設計金額が30万円を超える備品又は消	71	103	123	124	128
物品購入 （設計金額が30万円以下の備品）	99	51	49	73	61
物品借入 （設計金額が40万円を超えるもの）	14	14	32	39	36

## 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について

令和4年4月1日時点

## 低入札価格調査制度

「低入札価格調査制度」とは最低の価格による入札をした者の入札価格が、あらかじめ設定した「低入札調査基準価格(当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準として定めた価格)」を下回った場合に、「低入札価格調査(落札の決定を保留して、契約内容に適合した履行が可能であるか否かを確認するための調査)」を行う制度です。

低入札調査基準価格を設定する入札については「失格判断基準価格(低入札調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行うまでもなく、当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断して失格とする基準として設定する基準価格)」をあわせて設定します。

		算出式	
対象工事	総合評価落札方式による工事及び市長が認める建設工事		
低入札調査基準価格の算定方法	下記 A から D の合計額(かつ、 <b>予定価格 70%から 90%の範囲内</b> で設定) 予定価格の 70% (1,000 円未満端数切上げ)	$\begin{aligned} & A. \text{直接工事費} \times 0.97 \\ & + B. \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + C. \text{現場管理費} \times 0.9 \\ & + D. \text{一般管理費} \times 0.68 \end{aligned}$ (A～Dの各項目は1円未満四捨五入) $\text{AからDの合計額} = \text{低入札調査基準価格}$ (1,000 円未満端数切捨て)	$\leq$ 予定価格の 90% (1,000 円未満端数切捨て)
失格判断基準価格の算定方法	下記aからdの合計額(かつ、 <b>予定価格 70%から 90%の範囲内</b> で設定) 予定価格の 70% (1,000 円未満端数切上げ)	$\begin{aligned} & a. \text{直接工事費} \times 0.75 \\ & + b. \text{共通仮設費} \times 0.7 \\ & + c. \text{現場管理費} \times 0.7 \\ & + d. \text{一般管理費} \times 0.3 \end{aligned}$ (a～dの各項目は1円未満四捨五入) $\text{aからdの合計額} = \text{失格判断基準価格}$ (1,000 円未満端数切捨て)	$\leq$ 予定価格の 90% (1,000 円未満端数切捨て)

## 最低制限価格制度

「最低制限価格制度」とは、あらかじめ「最低制限価格(当該契約の内容に適合した履行を確保するため、その金額未満の入札をした者は落札者としな基準価格)」を設定し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格による入札を行った者を落札者とする制度です。

		算出式	
対象工事	設計金額が <b>130 万円を超える、低入札価格調査制度適用以外の建設工事</b>		
最低制限価格の算定方法	下記aからdの合計額(かつ、 <b>予定価格 70%から 90%の範囲内</b> で設定) 予定価格の 70% (1,000 円未満端数切上げ)	$\begin{aligned} & a. \text{直接工事費} \times 0.75 \\ & + b. \text{共通仮設費} \times 0.7 \\ & + c. \text{現場管理費} \times 0.7 \\ & + d. \text{一般管理費} \times 0.3 \end{aligned}$ (a～dの各項目は1円未満四捨五入) $\text{aからdの合計額} = \text{失格判断基準価格}$ (1,000 円未満端数切捨て)	$\leq$ 予定価格の 90% (1,000 円未満端数切捨て)

※なお、低入札調査基準価格及び最低制限価格については、平成 29 年 4 月 1 日以降の発注案件からあいち電子調達共同システム(CALS/EC)「入札情報サービス」内で事後公表しています。

工事名（路線等の名称）	〇〇〇〇工事（△△△）
-------------	-------------

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料(総合評価審査申請書)により(2)の項目を評価して加算点を計算します。  
評価値は次式で計算します。

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

資格要件を満たしている場合に標準点は100点を付与します。

入札参加者の技術資料(総合評価審査申請書)により評価し、加算点は最大27点とします。

各評価項目について下記評価基準に基づき加点します。

(2) 特別簡易型における評価項目

(A) 企業の技術力に関する事項（配点 8点）

評価項目	評価基準	加算点
①同種工事の施工実績 (企業の過去5年間(平成29年度から令和3年度)に完了・引渡しした官公庁発注の同種工事(*1)の施工実績件数)	工事の実績3件以上	3点
	工事の実績2件	2点
	工事の実績1件	1点
	工事の実績なし	0点
②〇×工事における□△工事の工事成績 (企業の過去3年間(令和元年度から令和3年度)に完了・引渡ししたみよし市発注の〇×工事における□△工事の工事成績の各年度における最上位成績(同一業種)の平均点(*2))	81点以上	4点
	79点以上81点未満	3点
	77点以上79点未満	2点
	75点以上77点未満	1点
	75点未満	0点
③ISO9001取得の有無	あり	1点
	なし	0点

(\*1) 官公庁発注の同種工事：

元請として行った官公庁（みよし市、国、愛知県又は愛知県内のその他の地方公共団体に限る。）発注の〇×工事における□△工事のうち、契約金額が◆◆◆万円以上の規模のもの。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上の工事に限るものとします。）

(\*2) みよし市発注の〇×工事における□△工事の工事成績の各年度における最上位成績の平均点：

受注実績のない年については74点とし、平均を計算してください。（例：令和元年度78点、令和2年度受注実績なし、令和3年度76点の場合、(78+74+76)/3=76点）

元請として行ったみよし市発注の〇×工事における□△工事の施工実績がまったくない場合は、「75点未満」とみなし、加算点を0点とします。）

(B) 配置予定技術者の能力に関する事項（配点 9点）

評価項目	評価基準	加算点
①同種工事の施工実績 (配置予定技術者の過去5年間(平成29年度から令和3年度)に完了・引渡しした官公庁発注の同種工事(*3)の実績件数) (担当した役職が、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐のいずれかの実績に限ります。)	同種工事の実績3件以上	3点
	同種工事の実績2件	2点
	同種工事の実績1件	1点
	同種工事の実績なし	0点
②〇×工事における□△工事の工事成績 (配置予定技術者の過去3年間(令和元年度から令和3年度)に完了・引渡ししたみよし市発注の〇×工事における□△工事の工事成績のうち最高点(*4)) (担当した役職が、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐のいずれかの工事に係る工事成績に限ります。)	81点以上	4点
	79点以上81点未満	3点
	77点以上79点未満	2点
	75点以上77点未満	1点
	75点未満	0点
③保有資格(配置技術者の保有する資格)	1級土木施工管理技士	2点
	2級土木施工管理技士	1点
	上記以外	0点

(\*3) 官公庁発注の同種工事：

元請としておこなった官公庁（みよし市、国、愛知県又は愛知県内のその他の地方公共団体に限る。）発注の〇×工事における□△工事のうち、契約金額が▲▲▲▲万円以上の規模のもの。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上の工事に限るものとします。）

(\*4) みよし市発注の〇×工事における□△工事の工事成績のうち最高点：

元請としておこなったみよし市発注の〇×工事における□△工事の施工実績がない方については、「75点未満」とみなし、加算点を0点とします。）

## (C) 地域精通度・地域貢献度に関する事項 (配点10点)

評価項目	評価基準	加算点
①地域内における本店、支店(みよし市内にある建設業法上の主たる営業所以外の営業所(支店、支社、営業所)の存在の有無 ※今回は市内本店案件のため、加点しません。	みよし市内本店	1点
	みよし市内支店	1点
	上記以外	1点
②みよし市発注の工事(*5)の施工実績の有無 (過去5年間(平成29年度から令和3年度)に完了・引渡したもの)	実績あり	1点
	実績なし	0点
③「みよし市と災害時における生活必需品及び車両等の供給協力に関する協定」に基づく活動(*6)への参加の有無 (過去5年間(平成29年度から令和3年度)の参加の有無)	あり	2点
	なし	0点
④ボランティア活動実績(*7)の有無 (過去2年間(令和2年度、令和3年度)の活動実績)	みよし市内で実績あり	1点
	みよし市内で実績なし	0点
⑤豊田地区安全運転管理協議会(TAKK)又は愛知県豊田ダンプカー協会への加入(*8)の有無	加入している	1点
	加入していない	0点
⑥ISO14001又はエコアクション21の認証取得(*9)の有無	あり	1点
	なし	0点
⑦愛知ファミリー・フレンドリー企業登録(*10)の有無	登録あり	1点
	登録なし	0点
⑧女性の活躍促進宣言の受理又はあいち女性輝きカンパニーの認証(*11)の有無	あり	1点
	なし	0点
⑨協力雇用主登録(*12)の有無	登録あり、かつ3か月以上の雇用あり	2点
	登録あり	1点
	登録なし	0点

## (\*5) みよし市発注の工事：

元請としておこなったみよし市発注の工事のうち、契約金額が5,000,000円以上の規模のもの

## (\*6) 「みよし市と災害時における生活必需品及び車両等の供給協力に関する協定」に基づく活動：

この協定は市とみよし市商工会が締結している協定で、協定に基づく活動としては、有事の際の生活必需品及び車両等の供給協力、市の水防訓練への参加等の活動となります。

## (\*7) ボランティア活動実績：

会社として取組んでいる無償の企業活動で、定義は社会貢献として行った労働奉仕とします。なお、地元行政区域長の押印をもって実績とします。

【ボランティア活動に含まれないものの例】

- ・工事施工に際しての地域サービス
- ・「市と災害時における生活必需品及び車両等の供給協力に関する協定」に基づく活動(水防訓練への参加)
- ・寄付(募金・物品)行為、資機材貸与、贈与等

(活動実績とその状況が確認できるもの(書面と写真等)を提出してください。)

## (\*8) 豊田地区安全運転管理協議会(TAKK)、愛知県豊田ダンプカー協会への加入：

安全運転管理に関する広報啓発や研修指導等を行っている団体です。加入することによって交通安全に対する意識が高まり、市内の交通事故の軽減にもつながることから、加入している場合に評価します。

## (\*9) ISO14001又はエコアクション21の認証取得：

環境への取り組みとして、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合に評価します。認定書の写しを提出してください。

## (\*10) 愛知ファミリーフレンドリー企業登録：

入札参加申請時に、愛知ファミリーフレンドリー企業(愛知県がワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取り組みを広く紹介するため登録する制度)として愛知県に登録がある場合に評価します。「登録あり」として申請する場合についても添付書類は不要です。(みよし市が愛知県に登録状況を確認します。)

## (\*11) 女性の活躍促進宣言の受理又はあいち女性輝きカンパニーの承認：

男女共同参画社会の実現への取り組みとして、入札参加申請時に、女性の活躍促進宣言を受理されている、又はあいち女性輝きカンパニーの認証がある場合に評価します。「あり」として申請する場合についても添付書類は不要です。(みよし市が愛知県に登録状況を確認します。)

## (\*12) 協力雇用主登録：

入札参加申請時に、協力雇用主(犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者を、その事情を理解したうえで雇用し、改善公正に協力する民間の事業主)として名古屋保護観察所に登録がある場合、また、保護観察対象者等(更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は第85条及び86条に規定する更生緊急保護の申出があったの者)の雇用の実績がある場合に評価します。登録の有無については、みよし市が保護観察所に登録状況を確認しますので、添付書類は不要です。雇用の実績については、名古屋保護観察所が証明した、以下の要件を満たす保護観察対象者等の雇用に関する証明書の写しを添付してください。

- 保護観察対象者等(同一人)の雇用期間が申請日時時点で連続して3箇月以上あること。
- 保護観察所の証明日が公告日前1年以内であること。

注意 1) 入札金額が、予定価格を上回った場合は評価対象外とし、評価を行いません。

注意 2) 各評価項目ごとに、確認できる資料を必ず添付して下さい。  
(本市成績データと整合確認を行います。)

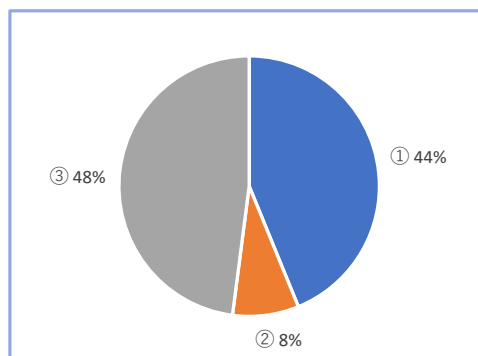
## みよし市公契約制度等に関するアンケート調査結果集計表

みよし市内に本店及び支店で入札参加資格登録のある工事業者及びコンサル業者、愛知県内本店及び支店で登録があり、過去2年間でみよし市と契約実績がある工事業者、コンサル業者及び委託業者（関連性の高い業務委託契約を履行した業者）124者を対象にアンケート調査を実施しました。回答者数は73者で回答率は58.9%となりました。調査結果について下記のとおり報告いたします。

### 【1 事業所の所在地や事業規模等について】

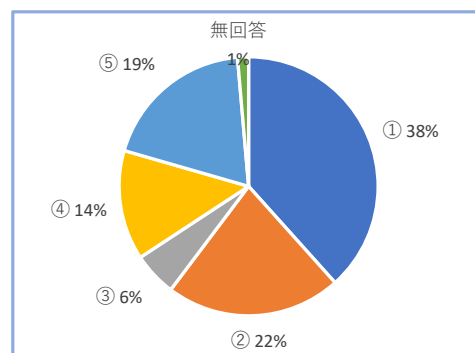
#### 問1 事業所の所在地

選択肢	回答数	割合
①みよし市内に本店がある	32	44%
②みよし市内に本店はないが支店がある	6	8%
③みよし市内に本店も支店もない	35	48%
計	73	



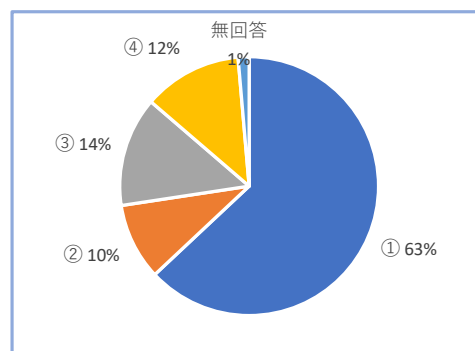
#### 問2 事業所が雇用している従業員数（非常勤職員も含む）

選択肢	回答数	割合
①9人以下	28	38%
②10人～29人	16	22%
③30人～49人	4	5%
④50人～99人	10	14%
⑤100人以上	14	19%
無回答	1	1%
計	73	



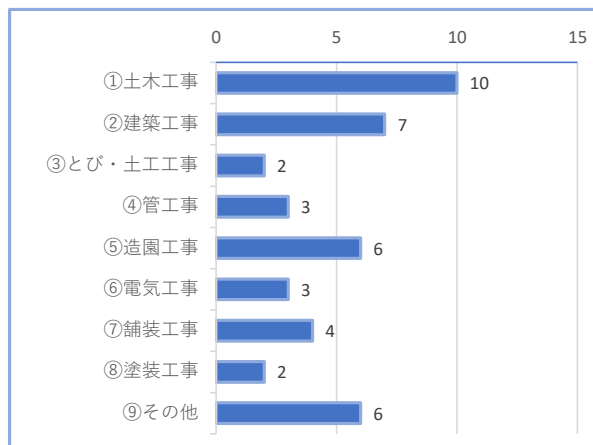
#### 問3 居住地がみよし市の従業員の割合（％）

選択肢	回答数	割合
①0％から25％	46	63%
②26％から50％	7	10%
③51％から75％	10	14%
④76％から100％	9	12%
無回答	1	1%
計	73	



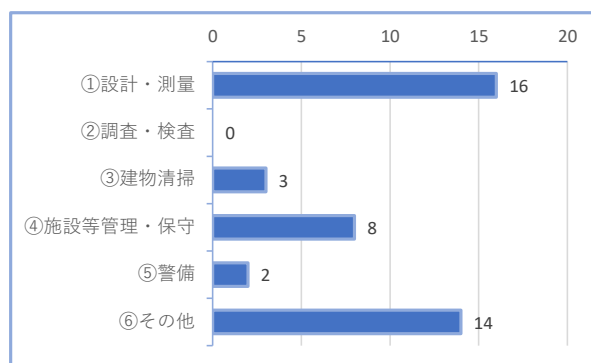
問4 主な入札参加業務（本市での主な受注工事の一つ） [工事]

選択肢	回答数
①土木工事	10
②建築工事	7
③とび・土工工事	2
④管工事	3
⑤造園工事	6
⑥電気工事	3
⑦舗装工事	4
⑧塗装工事	2
⑨その他	6
（その他の内容） ・電気通信工事 ・機械器具設置工事	
計	43



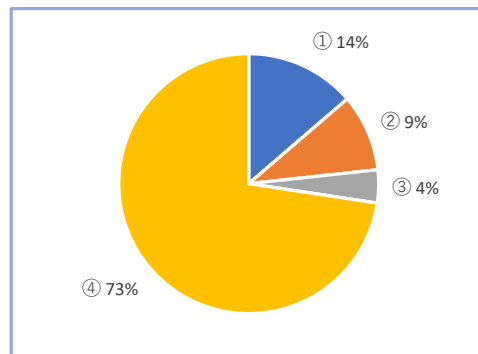
問5 主な入札参加業務（本市での主な受注業務の一つ） [コンサル・一般委託]

選択肢	回答数
①設計・測量	16
②調査・検査	0
③建物清掃	3
④施設等管理・保守	8
⑤警備	2
⑥その他	14
（その他の内容） ・資源物売買契約、資源物中間処理業務委託、産業廃棄物収集運搬処分契約 ・製造・販売                      ・役務の提供（受付事務派遣） ・物品の買受け                      ・植物管理	
計	43



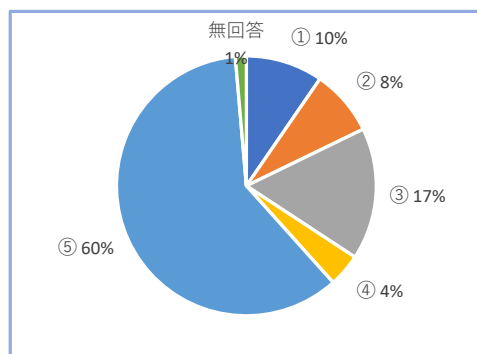
問6 みよし市の入札参加実績年数

選択肢	回答数	割合
①1年～2年	10	14%
②3年～5年	7	10%
③6年～9年	3	4%
④10年以上	53	73%
計	73	



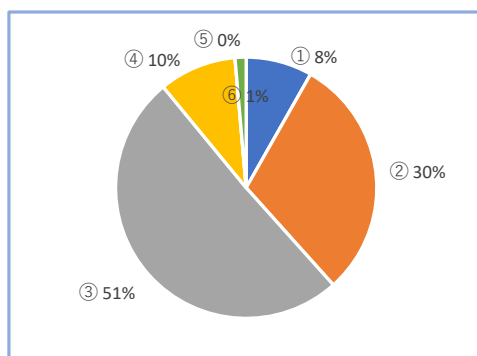
問7 令和3年度の年商額

選択肢	回答数	割合
① 5,000万円未満	7	10%
② 5,000万円以上～1億円未満	6	8%
③ 1億円以上～1億5,000万円未満	12	16%
④ 1億5,000万円以上～2億円未満	3	4%
⑤ 2億円以上	44	60%
無回答	1	1%
計	73	



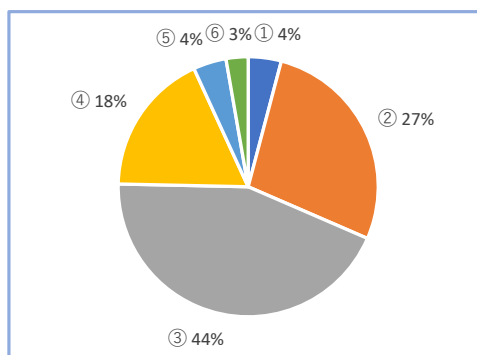
問8 最近3年間の経営環境の変化

選択肢	回答数	割合
① 大きく改善している	6	8%
② 改善している	22	30%
③ あまり変わらない	37	51%
④ 悪化している	7	10%
⑤ 大きく悪化している	0	0%
⑥ その他	1	1%
計	73	



問9 最近3年間の受注額の変化 **【公共発注】**

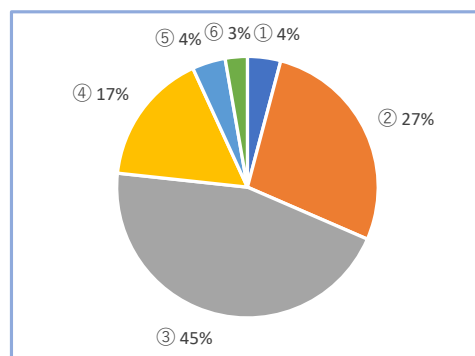
選択肢	回答数	割合
① 大きく増加している	3	4%
② やや増加している	20	27%
③ あまり変わらない	32	44%
④ やや減少している	13	18%
⑤ おおきく減少している	3	4%
⑥ その他	2	3%
計	73	





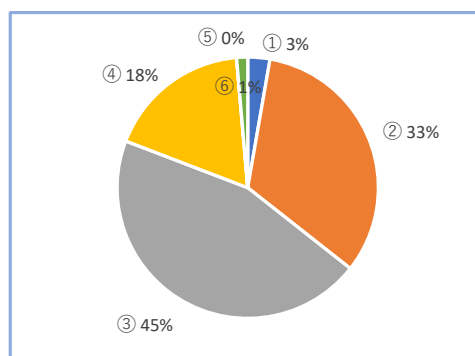
問10 最近3年間の受注額の変化 [民間発注]

選択肢	回答数	割合
①大きく増加している	3	4%
②やや増加している	20	27%
③あまり変わらない	33	45%
④やや減少している	12	16%
⑤おおきく減少している	3	4%
⑥その他	2	3%
計	73	



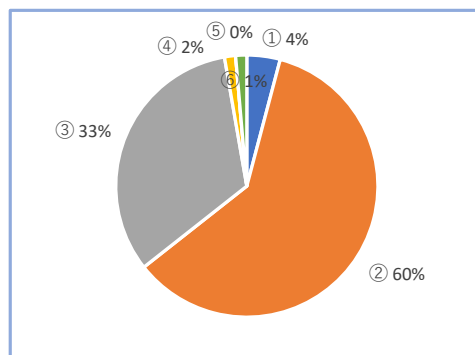
問11 最近3年間の従業員数の変化

選択肢	回答数	割合
①大きく増加している	2	3%
②やや増加している	24	33%
③あまり変わらない	33	45%
④やや減少している	13	18%
⑤大きく減少している	0	0%
⑥その他	1	1%
計	73	



問12 最近3年間の従業員の平均賃金の変化

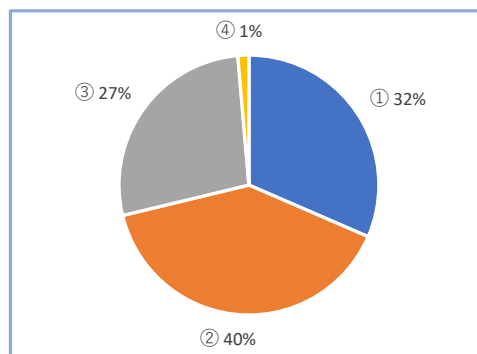
選択肢	回答数	割合
①大きく増加している	3	4%
②やや増加している	44	60%
③あまり変わらない	24	33%
④やや減少している	1	1%
⑤大きく減少している	0	0%
⑥その他	1	1%
計	73	



## 【2 公契約条例について】

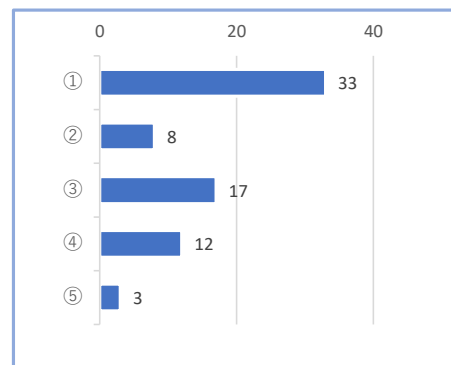
問13 公契約条例について

選択肢	回答数	割合
①知っていた	23	32%
②聞いたことはあるが、よく知らない	29	40%
③知らなかった	20	27%
④その他	1	1%
計	73	



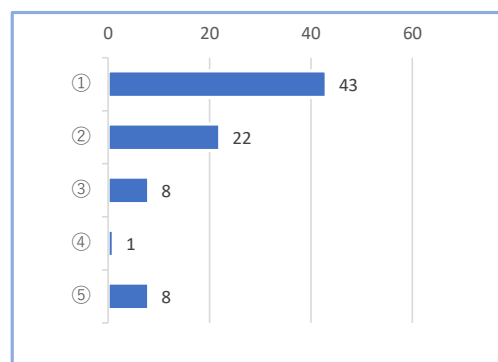
問14 公契約条例についてどのようにお考えですか

選択肢	回答数	割合
①従業員の労働環境の改善などにつながるので、公契約条例の制定が必要である。	33	45%
②従業員の賃金や労働条件は事業者の経営上の問題であり、公契約条例の制定の必要はない。	8	11%
③公契約条例については知っているが、制定すべきかどうかよくわからない。	17	23%
④わからない	12	16%
⑤その他	3	4%
(その他の内容) ・公契約に関する問題の解決策としては適切であると認識しているが、中小企業の切り捨てにつながる危険性があると受け止めています。		
計	73	



問15 公契約条例のメリットとしてどのようなものがあるとお考えですか（複数回答可）

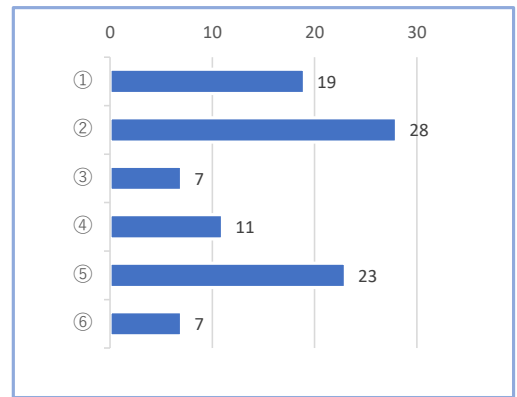
選択肢	回答数
①従業員への適正な賃金支払いにつながる	43
②条例で労働報酬下限額を定めることにより、賃金の支払い基準が明確になる	22
③条例で労働報酬下限額を定めることにより、労使間の賃金交渉がしやすくなる	8
④賃金の支払額を労働報酬下限額まで下げることができる	1
⑤その他	8
(その他の内容) ・既に司法書士や税理士の先生と相談し、就業規則や三六協定、退職金制度等を見直し、適正な賃金及び賞与を支給しているので変わらないと思う。 ・入札参加に当たり施工条件の明確化にもつながる。 ・わからない。賃金はその人の能力に対して支払われる契約であり、最低賃金設定は理解できるが、公が関与することではないと思う。 ・勉強不足のためメリットがわからない。 ・一般賃金と最低賃金の乖離が大きいため、あまりメリットを感じない。 ・公共サービスにおける公正な契約、品質の確保についてのルール作りと認識していました。労働環境等の問題は自社で整備するべきかと。	





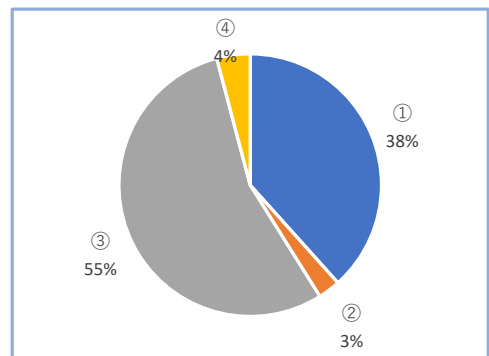
問16 公契約条例のデメリットとしてどのようなものがあるとお考えですか（複数回答可）

選択肢	回答数
①社内で公契約条例対象案件と他案件で支払い賃金の差異が生じる	19
②賃金支払状況の管理や台帳作成のために、事務量が増大する。	28
③低い賃金層の従業員への賃金引上げにより、熟練従業員の賃金の引き下げや人員を削減せざるを得ない	7
④公契約条例が適用される従業員は限定的であり、賃金の改善にはつながらない	11
⑤公契約条例が適用される従業員はみよし市内在住者でない場合もあり、みよし市にとって効果は薄い	23
⑥その他	7
(その他の内容) ・最低賃金以上である為、当社では影響はない。 ・勉強不足のためデメリットを理解していない。 ・公契約条例により、従業員がいい意味でも悪い意味でも仕事を選ぶようになってしまう。	
計	95



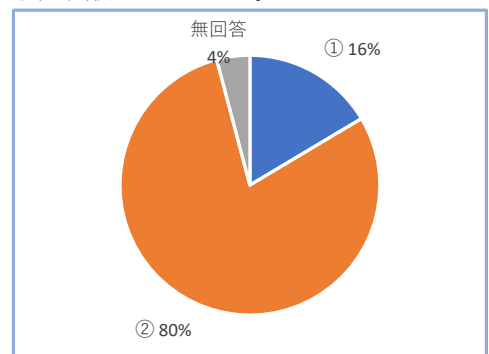
問17 本市では今後、公契約条例を制定する予定ですが、どのようにお考えですか。

選択肢	回答数	割合
①賛成	28	38%
②反対	2	3%
③どちらともいえない	40	55%
④その他	3	4%
(その他の内容) ・受け皿となる調達制度と連動させてほしい。		
計	73	



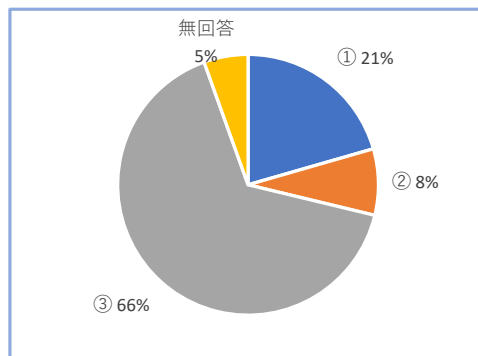
問18 公契約条例を制定している自治体が発注した公契約条例の対象案件の受注実績はありますか。

選択肢	回答数	割合
①ある	12	16%
②ない	58	79%
無回答	3	4%
計	73	



問 1 9 公契約条例の型がありますが、どの型がいいと思われますか。

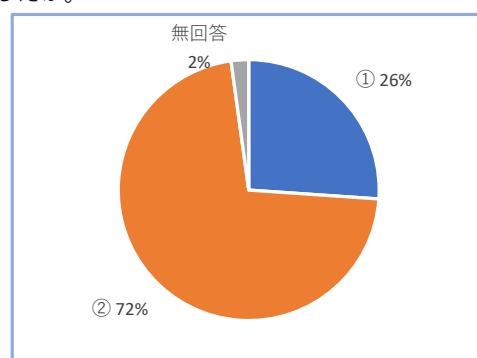
選択肢	回答数	割合
①理念型	15	21%
②賃金条項型	6	8%
③どちらともいえない	48	66%
無回答	4	5%
計	73	



### 【3 最低制限価格等について（建設業者）】

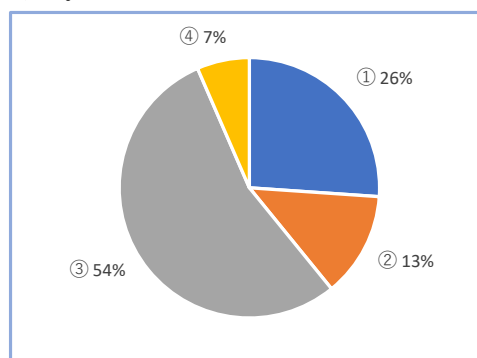
問 2 0 最低制限価格制度が導入されたことにより賃金の引き上げを行いましたか。

選択肢	回答数	割合
①はい	12	26%
②いいえ	33	72%
無回答	1	2%
計	46	



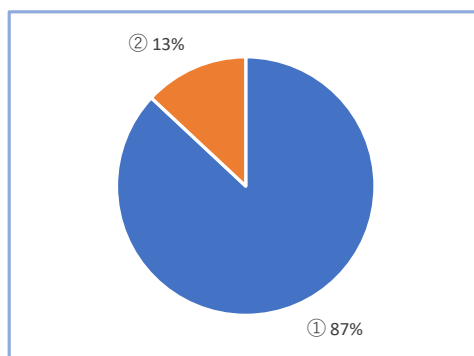
問 2 1 最低制限価格制度は賃金の引き上げに影響を与える要素となっていますか。

選択肢	回答数	割合
①なっている	12	26%
②ややなっている	6	13%
③あまり変わらない	25	54%
④その他	3	7%
(その他の内容)		
・制限価格の設定が70%では意味がない。		
・最低制限価格制度に関わらず、当社では毎年、組合を通して賃金のベースアップを要望しております。		
計	46	



問 2 2 本市の最低制限価格制度の見直し（引上げ）は必要だと思いますか。

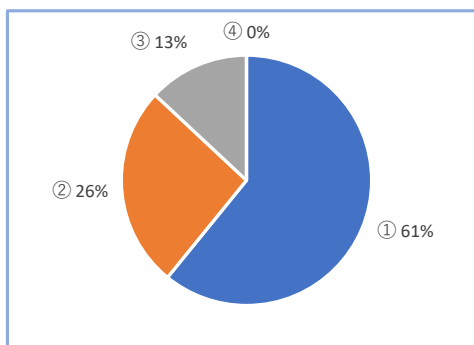
選択肢	回答数	割合
①思う	40	87%
②思わない	6	13%
計	46	



#### 【 4 建設業の働き方改革・平準化についてお尋ねします。（建設事業者のみ）】

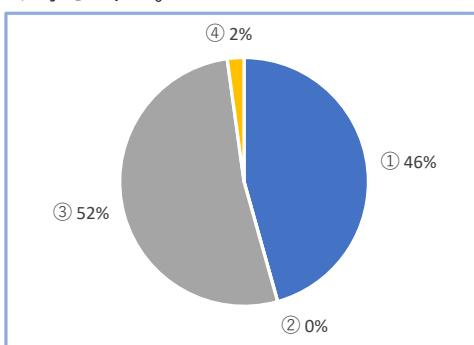
問 2 3 2019年4月施行の働き方改革関連法に伴い、2024年4月1日から建設業にも適用されますが知っていますか。

選択肢	回答数	割合
①知っていた	28	61%
②聞いたことはあるが、よく知らない	12	26%
③知らなかった	6	13%
④その他	0	0%
計	46	



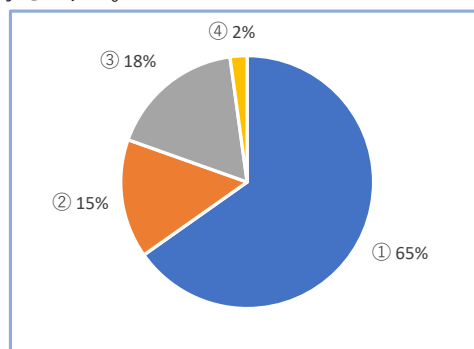
問 2 4 本市では、令和 2 年度よりゼロ市債を導入していますが、どのようにお考えですか。

選択肢	回答数	割合
①賛成	21	46%
②反対	0	0%
③どちらともいえない	24	52%
④その他	1	2%
(その他の内容) ・内容が不明で回答できない。 ・契約時は材料、人件費共に昨年の単価設定になっているので、施工する際に近々の単価設定で変更を願います。		
計	46	



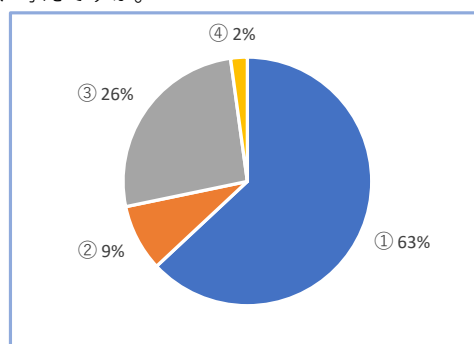
問 2 5 本市では週休二日制度の導入の検討をしていますが、どのようにお考えですか。

選択肢	回答数	割合
①賛成	30	65%
②反対	7	15%
③どちらともいえない	8	17%
④その他	1	2%
(その他の内容)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容が不明で回答できない。</li> <li>・学校関係の工事では休日に実施しなければならない場合が多いです。</li> <li>・施設の管理をしているが、土曜日に車や人が少ないので作業ができるが、週休二日を導入すると作業が難しい。</li> <li>・導入するのであれば、当然余裕を持った入札を出すのが前提だと思います。補正予算後すぐに発注ができ、めちゃくちゃな設計でなければ問題は無いと思われます</li> </ul>		
計	46	



問 2 6 本市ではフレックス工期の導入の検討をしていますが、どのようにお考えですか。

選択肢	回答数	割合
①賛成	29	63%
②反対	4	9%
③どちらともいえない	12	26%
④その他	1	2%
(その他の内容)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容が不明で回答できない。</li> <li>・みよし市は年度をまたぐ工期設定をしてくれないので（県は可能）意味がない</li> </ul>		
計	46	



## 【5 その他】

みよし市の入札や契約に関する意見（自由に記載）

### ○入札の条件について

- ・昨今はサプライチェーンの影響により、機器・材料の納期が不安定かつ長期化の傾向にあります。入札においては材料調達におけるリスクを勘案いただき、年度をまたぐなど工期の柔軟な設定・変更の条件緩和などを考慮いただきたく存じます。
- ・業種が塗装工事で発注された案件で、内容を見ると一部外壁の改修工事も入っているケースもあり、塗装工事以外の工事も設計に入っているものがありました。塗装業者ではできない内容で、どちらかといえば建築工事に該当するケースもあるかと思しますので、そういった工事については業種を建築工事として発注していただけると幸いです。
- ・予定価格の事前公表
- ・愛知県は予定価格を公表していますが、みよし市も予定価格を公表出来ないでしょうか。
- ・公告時に予定価格も公表して頂きたい。
- ・予定価格の公表
- ・予定価格の公表。愛知県内で非公表なのはみよし市含めた2市です。
- ・税込30万以下の工事の金額を上げてほしい。
- ・緊急工事価格の引き上げ（現況30万円）
- ・愛知県内支店で参加できる入札を増やして頂きたいです。
- ・年に1本でも良いので、【愛知県内に支店があること】という入札参加資格条件で発注をお願いしたいです。
- ・支店営業所の入札参加ができるよう、条件を考慮していただきたい。
- ・指名競争入札の一部復活
- ・ゼロ債務負担行為工事の増加
- ・総合評価物件の増加
- ・委託業務の入札について、最低制限価格の設定および指名入札制度を取り入れて頂きたいです。
- ・委託業務において、指名入札制度導入と、最低制限価格の設定をお願いしたいです。
- ・工事の現場代理人や主任技術者の他に、委託業務管理者にも資格保有を設定した方がよい。施工作業者についても、講習など専門な知識の受講者を設定するなど、案件を発注する際に仕様書等に明記してほしい。
- ・工事や維持管理の入札について資格者(建設許可等)を持った企業に受注(専門知識がない他業種企業の参入の禁止)

### ○公契約条例について

- ・公契約条例について検討していただいてもよいと思いますが、大手企業にはできるが、中小企業にはできない事が多々あると思います。その辺を加味していただければ幸いです。県の方針ではなく、みよし市独自の方向性を検討していただけるとありがたいです。



### ○最低制限価格について

- ・最低制限価格をせめて愛知県くらいに引き上げてもらいたい。70%では意味がない。
- ・最低制限価格等の見直し
- ・最低価格の引き上げ
- ・みよし市発注の工事において、国及び愛知県や近隣市町村と比較して最低制限価格が低いと思われます。工事の品質や安全施工確保、適正利潤による経営の安定のため、その価格の引き上げをご検討ください。
- ・最低制限価格の引上げは他市町村と比べても低すぎるので、是非検討して頂きたい。

## ○市内企業への優先的な発注について

- ・5000万円以上の工事は総合評価による入札を導入し、みよし市本店業者の受注機会を増やし、育成してもらいたい。
- ・災害時や非常時により多く貢献できる関係を築き、経営的にも安心して力を発揮できる、地元業者を目指したい。指名競争入札等を活用した地元業者への優先発注
- ・最近の入札条件を見ていると、評価値（一般社団法人建設業情報センターの経営事項審査の点数）が1000点以上の工事が多く見受けられる。特に学校改修工事。もう少し評価値の引き下げを検討していただき、市内発注にして頂けるとありがたい。1000点以上になるとスーパーゼネコンクラスであり、中堅ゼネコンでも1000点ある会社はさほど多くなく、また市内業者に至っては、800点以上ある会社は限られてしまう。自社もようやく600点前半になり、700点は最低持っていけるよう努力はしていますが、そんなに簡単なものでもなく、今後も企業努力をしていかなければいけないと思っています。
- ・最近では、みよし商工会建設部に属さなくても、実績を作れば入札業者として入札に参加できてしまうケースが見受けられます。このようなケースですと、商工会建設部に属している意味があまりない気がします。過去は、商工会建設部の皆さんがみよし市の建設工事を請負い、町の時代から市のライフラインを支えてきました。これからもその気持ちはどこの業者も変わりはないと思いますが、建設部に加入している意味を、もう少し配慮していただけるとありがたいです。
- ・樹木委託の業務委託に関しては、新規落札者の作業の遅れが目立ち、適切な時期の作業ができていないと思われる。作業能力がある事業者なのか、入札参加条件で適正な選別ができていない。防災が重要視される現在、市の防災に協力的な地元業者で防災協定を結んでいることを入札参加条件とし、みよし市内の建設業者の事業継続を後押しすることが、将来的に大切だと思う。
- ・入札参加資格について、みよし市本店の場合、防災協定を締結している業者、又ボランティア活動に参加している業者に限定できないでしょうか。
- ・本市とのボランティア活動及び防災協定を緊結している業者の発注条件が必要
- ・入札参加はみよし市商工会に加入し、防災協定を締結している、ボランティア活動に参加している業者のみが入札できるようにしてほしい。それらに未加入の業者が工事を落札するのはおかしい。
- ・高額の仕事が出る際、愛知県内本店支店しぼりの出し方はおかしい。市の税金がみよし市以外に流れることに疑問を感じる。消費税、物価の高騰、人件費、諸々経費が掛かる昨今、何十年前のやり方をやっているのは、令和のこの時代、業者負担が大きすぎる。（大きな入札は愛知県全域でしかも商工会等未加入、未参加）地元業者の優先度がとても低い
- ・災害協定締結業者のみの入札参加
- ・市内業者への発注金額を、1件につき1億円ぐらいにしてほしい。利益が上がらないため、市税に関しては増額できない。
- ・舗装修繕工事の市内本店・支店・営業所への地域限定
- ・地元本社優先指名入札増

## ○その他

- ・ 緊急修繕工事・委託価格の引き上げ（材料費・人件費・燃料費の高騰等）
- ・ 材料の価格が高等している為、ゼロ債務負担行為工事について材料の差額を検討して欲しい。
- ・ 多くの書類に押印廃止など、作業効率向上への取り組みを実施していただき感謝致します。今後も生産性向上に向けての積極的な取り組みに期待します。
- ・ 入札時に予算の開示をしてほしい。
- ・ 年間業務契約の金額支払いが1回/年まとめてではなく、月々払いにしていただけると大変助かります。
- ・ 特定の案件(生き物管理)に対しては、実績や評価制度を活用し、指名競争入札又は随意契約での執行を検討していただきたい。極端な例かもしれませんが、犬や猫の飼い主(世話係)が毎年交代したり、落札金額によって餌の量が減ったら虐待と言われてしまいます。電子調達(物品)の入札条件や進捗状況の評価等も、整備してほしいです。